

大 学 院 学 生 便 覧
(教育学研究科)

令和 7 年度
(2025 年度)

国立大学法人
岩 手 大 学

目 次

科目履修に当たって	1
大学院成績評価基準について	4
I 岩手大学諸規則等	
1. 国立大学法人岩手大学学則	5
2. 国立大学法人岩手大学大学院学則	5
3. 岩手大学学位規則	5
4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算 基準	6
5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	7
6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する申し合わせ	8
7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則	9
II 教育学研究科諸規則等	
1. 岩手大学大学院教育学研究科規則	13
2. 教育学研究科の修了要件単位数について	17
3. 岩手大学大学院教育学研究科教育実践研究報告書審査基準	20
4. 教育実践研究報告書について	21
5. 教育職員免許状の取得方法について	24
6. 大学院における学部開設授業科目の履修取扱についての申し合わせ	27
III 教育学研究科教員一覧表	28
IV 関係法令 ※アイアシスタントにのみ掲載	

科目履修に当たって

1 岩手大学の目標

岩手大学は、『真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、地域社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目指す。』を目標として掲げ、その下に「教育目標」、「研究目標」、「社会貢献目標」を設定しています。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載していますので、確認してください。(岩手大学HP>概要>目標)



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/idea.html>

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

各研究科、専攻等において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めています。所属している研究科等のポリシーを必ず確認してください。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載しています。(岩手大学HP > 教育方針)

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/diploma.html>

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/curriculum.html>

3 学期区分

1年間を前期、後期の2期に分け、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日となっています。(学則第32条)

4 授業科目の単位

大学では授業時間に授業外学習を加えた「学修」によって単位が決められています。

本学では授業45分を1単位時間として計算し、標準的な90分（2単位時間）×15回＝1350分（30単位時間）を、100分×14回＝1400分で30単位時間と見なします。2単位科目は90時間の学修を必要としますので、授業時間の30単位時間を引いた残り60時間が授業外学習となります。なお、連合農学研究科及び獣医学研究科は90分（2単位時間）×15回で30単位時間と見なします。

5 授業時間

時限	1	2	3	4	5	6
時間	8:35～10:15	10:30～12:10	13:00～14:40	14:55～16:35	16:50～18:30	18:40～20:20

(注) 授業によっては、別に定める時間で行う科目もあります。

6 成績評価

成績評価については、「大学院成績評価基準」を参照してください。

また、各科目の具体的な成績の評価方法及び基準はシラバス（講義要目）に掲載されています。このシラバスは、アイアシスタント 2.0（以下「アイアシスタント」という。）のシラバスページから閲覧できます。

博士課程のシラバスについては、各研究科の Web ページで公開しています。

7 成績評価に異議がある場合の問い合わせ

成績評価について、シラバス（講義要目）の成績評価基準と照らし合わせた結果、不明な点がある場合は、学生センター①番窓口で所定の手続きを行うことで授業担当教員に問い合わせを行うことができます。問い合わせは、次学期開始前後に一定の期間を設けますが、詳細はアイアシスタント等でお知らせします。

8 教育職員免許状の取得

教育職員になることを望む者は、教育職員免許状を有していなければなりません。

大学院において課程認定を受けている教育職員免許状の種類は専修免許状であり、教科は以下の表のとおりです。

一種免許状を有する者が同一の免許教科の専修免許状を取得するためには、大学院開設科目のうち課程認定を受けた当該教科に関する科目から 24 単位以上修得しなければなりません。（当該教科に関する科目は、「Ⅱ 各研究科諸規則」の各研究科、専攻の規則を確認してください。）

所定の単位を修得した者は、最終年次に教育職員免許状授与願いを岩手県教育委員会に申請することができます。この手続きについては、アイアシスタント等でお知らせします。

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 音楽, 美術, 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 音楽, 美術, 英語
		理工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	数学, 理科, 工業
		農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科, 農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語

		高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語
		特別支援学校教 諭専修免許状	知的障害者に関する教育, 肢体不自由者に関する 教育, 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育

9 その他

(1) Iⁿ Assistant2.0 (アイアシスタント2.0)

アイアシスタントは、インターネットを利用し、大学教員及び職員と学生とのコミュニケーションを促進するためのシステムで、多様な機能を備えた学修支援システムです。シラバスの検索・閲覧、履修申告の登録、休講・補講・教室変更の確認などができます。このほか地震等の災害時に緊急連絡による安否確認が行われます。

スマートフォン等に、「アイアシスタント」アプリをインストールして利用してください。

iphone 等版 (App Store)



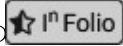
Android 版 (Google Play)



アプリを利用できない場合の Web 版はこちらから <https://ia2.iwate-u.ac.jp/>

アイアシスタントには、入学時に付与される大学のメールアカウント、パスワードでログインできます。

(2) Iⁿ Folio (アイフォリオ)

アイフォリオは、岩手大学のポートフォリオシステムです。履修状況や単位の修得状況、成績を確認することができます。アイアシスタントの  をタップして利用してください。

(3) WebClass (ウェブクラス)

ウェブクラスは、教材の配布やテスト等、出席確認に利用されます。その他各種アンケート等にも利用されます(授業でウェブクラスを利用するかは、授業担当の教員によりまします)。なお、ウェブクラスは、アイアシスタントの MY 時間割にある科目名か



をタップして、利用してください。

(4) 大学メール

入学時に、大学で利用する学生専用のメールアドレス(～@iwate-u.ac.jp)が付与されます。これは個人へのお知らせ等に利用されるもので、緊急時等にもこのメールのお知らせが届きます。アイアシスタントだけではなく、大学メールも毎日(随時)確認するようにしてください。

(5) 図書館の利用

図書館を利用するには、学生証が必要です。
詳細については、図書館のホームページを確認してください。
<https://www.lib.iwate-u.ac.jp/index.html>



大学院成績評価基準について

(趣旨)

- 1 この成績評価基準は、岩手大学大学院学則第 15 条の 3 第 2 項及び第 21 条の 6 第 2 項に定める成績の判定に関して、必要な事項を定める。

(学業成績の判定)

- 2 学業成績の判定は、試験、レポート、研究報告、論文及び平常の成績等によって行う。
学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験)

- 3 試験は、筆答、口頭、発表等により実施する。
試験の実施にあたっては、あらかじめ日時を周知する。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。この場合の試験方法及び日時は、その授業科目の担当者の定めるところによる。

(平常の成績)

- 4 平常の成績は、随時行う小テスト、学習状況等によって判定する。

(学業成績判定の評語)

- 5 成績判定の評語は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。

(学業成績の評価基準)

- 6 成績の評価は、絶対評価に基づき、各授業科目につき 100 点を満点として、原則として以下の基準により判定をする。
秀 : 100 点～90 点 (その科目の到達目標を超えて秀でた成績)
優 : 89 点～80 点 (その科目の到達目標にふさわしい優れた成績)
良 : 79 点～70 点 (その科目の到達目標をおおむね満たす成績)
可 : 69 点～60 点 (その科目の到達目標を最低限度満たす成績)
不可 : 59 点～ 0 点 (その科目の到達目標に達していない成績)

(不正行為の取り扱い)

- 7 試験に際し不正行為を行った者については、当該学期の学業成績は判定しない。

I 岩手大学諸規則等

1. 国立大学法人岩手大学学則



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100010.pdf>

2. 国立大学法人岩手大学大学院学則



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100020.pdf>

3. 岩手大学学位規則



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/30200010.pdf>

※1～3とも岩手大学ホームページで確認可能です。

岩手大学HP > 岩手大学について > 情報公開 > 関係規則・公表規則等

4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準

(平成19年11月1日大学教育総合センター運営委員会 制定)

国立大学法人岩手大学学則第38条第3項及び大学院学則第15条の2の規定に基づき、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の1単位に必要な授業時間数について、次のように定める。

- 1 授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義の授業時間数に15分の45を掛けた数と、演習の授業時間数に15分の45又は30分の45を掛けた数と、実験、実習又は実技の授業時間数にそれぞれ30分の45又は45分の45を掛けた数を加えて45となるように、それぞれの授業方法の時間数を設定し、その合計をもって1単位とする。
- 2 1の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作（大学院にあつては、特別研究、特別研修等）については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和7年4月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第46条第2項、国立大学法人岩手大学大学院学則第19条第2項及び第21条の11第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修の希望を申し出ることのできる者は、学部在学学生（獣医学部共同獣医学科に在学する者を除く。以下次条において同じ。）及び大学院研究科に在学する学生（デュアルディグリープログラム学生を除く。以下次条において同じ。）のうち、職業を有しているなどの状況にある者とする。

(長期在学期間)

第3条 修業年限又は標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了する場合の在学を認める期間（「長期在学期間」という。）は、学部在学学生にあつては6年以内、大学院研究科修士課程及び大学院研究科専門職学位課程に在学する学生にあつては4年以内、大学院研究科博士課程に在学する学生にあつては5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、獣医学研究科に在学する学生にあつては、長期在学期間を8年以内とする。

(長期履修の許可等)

第4条 長期履修を希望する者は、新たに入学する者にあつては入学手続時に、在学中の者にあつては2月末日又は8月末日までに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請をした者について各学部教授会又は各研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会）の議に基づき長期履修を許可する。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、第2条中「獣医学部共同獣医学科」とあるのは、「農学部共同獣医学科」と読み替えるものとする。

6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の 履修に関する申し合わせ

平成14年12月5日	全学共通教育運営委員会 専門教育連絡調整委員会
平成16年9月9日	大学院委員会
令和4年6月7日	大学院委員会
令和4年7月1日	岩手大学教務委員会

- 1 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則第2条に規定する職業を有しているなどの状況にある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 1日8時間週3日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (2) 1日4時間週4日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (3) 家事従事者又は育児に当たっている者
 - (4) 前各号に該当しないが本人の収入で生計を維持している者
 - (5) その他6月以上にわたり本学での修業を中断する場合で、特別な事由により長期履修にすることが適当であると当該学部又は研究科で判断した者
- 2 新入学生の申請時期は、3月末日までとする。ただし、10月新入学生にあつては、9月末日までとする。
- 3 在学生の申請時期は、2月末日又は8月末日までとする。（最終年次での申請は、原則として認めないものとする。）
- 4 修業年限又は標準修業年限を超える期間は、1年又は6月単位とする。
- 5 許可された長期在学期間は、1回に限り変更を認めることができる。
- 6 申請の様式は、別紙のとおりとする。
- 7 学部及び学科又は課程並びに研究科及び専攻にあつては、長期履修を希望する学生に対し授業計画等に当たっての適切な指導を行うものとする。

7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則

平成16年4月1日 制 定
令和5年2月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 岩手大学における授業料その他の料金に関しては、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 岩手大学の授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円	30,000円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
小学校			3,300円
中学校			5,000円
特別支援学校（小学部）			1,000円
特別支援学校（中学部）			1,500円

- 2 修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部の編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 4 岩手大学内の転学部、転学科及び転課程に係る検定料は、第1項の規定にかかわらず徴収しないものとする。
- 5 第1項に規定する学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により盛岡市が行う子育てのための施設等利用給付（以下、「子育て施設利用給付」という）の対象となった子どもの保育料の徴収については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う子育て施設利用給付施設利用費（以下、「施設利用費」という）の受領に代えることができる。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期（前期にあつては4月から5月まで、後期にあつては10月から11月までの間を言う。以下同じ。）後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期の中途において復学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の前期の徴収の時期に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収できるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、長期在学期間を短縮すること

を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（入学料の徴収方法）

第9条 入学料は、入学、転入学、転学、編入学又は再入学を許可するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料を徴収しないものとする。

- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了後3年以内に、本学大学院博士課程へ入学を許可する場合
- 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了後3年以内に、本学大学院連合農学研究科へ入学を許可する場合
- 三 その他再入学を許可するときに、学長が入学料を徴収しないと判断した場合

3 子育て施設利用給付の対象となった子どもの入園料の徴収については、第1項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う施設利用費の受領に代えることができる。

（検定料の徴収方法）

第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料を徴収しないものとする。

- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者が、3年以内に本学大学院博士課程へ入学の出願をする場合
- 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了した者が、3年以内に本学大学院連合農学研究科へ入学を出願する場合

（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生）

第11条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
研 究 生	月 額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位 14,800円		
特別研究学生	月 額 29,700円		

- 2 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の２期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する。
- 3 授業料は、前期にあつては４月、後期にあつては１０月に徴収するものとする。
- 4 前２項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第１項及び第２項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 6 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 7 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収する。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和５年２月２７日から施行する。

Ⅱ 教育学研究科諸規則等

1. 岩手大学大学院教育学研究科規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び岩手大学教授会通則（以下「通則」という。）に基づき、岩手大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究科は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成することを目的とする。

(プログラム)

第3条 研究科の専攻に次のとおりプログラムを置く。

教職実践専攻（教職大学院の課程）

学校マネジメント力開発プログラム

授業力開発プログラム

特別支援教育力開発プログラム

(研究科教授会)

第4条 教育学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）は、通則第2条に基づき、研究科所属の教授、准教授及び講師（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(審議事項)

第5条 研究科教授会は、通則第3条に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- 一 研究科の授業科目に関すること。
 - 二 研究科の専攻に関すること。
 - 三 他の大学院の授業科目の履修等に関すること。
 - 四 学生の表彰及び懲戒に関すること。
 - 五 学生の修学等の支援に関すること。
 - 六 大学院研究生に関すること。
 - 七 研究科担当教員の選考に関すること。
 - 八 学生の募集要項に関すること。
 - 九 規則の制定及び改廃に関すること。
 - 十 その他研究科に関する重要事項
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、第1号、第3号、第5号、第6号、第8号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、第6条の定めるところにより研究科教授会が設置した関係委員会の審議・議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。
- 3 前項の定めるところにより関係委員会において審議・議決した事項は、研究科教授会に報告す

るものとする。

(専門委員会)

第6条 研究科教授会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(入学)

第7条 入学手続及び入学者選抜方法は、研究科教授会の議を経て学長がこれを定める。

第8条 入学者の選考は、研究科教授会において行う。

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業及び教育実践研究報告書の作成等に対する指導（以下「指導」という。）により行う。

2 指導を行うため、学生ごとに複数の指導教員（以下「指導教員」という。）を置き、指導教員の決定は研究科教授会が行う。

3 授業及び指導は、研究科教授会が教育上特に必要があると認めた場合、別に指定する特別の時間又は時期に行うことができる。

4 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の初めに指導教員の承認を得て研究科長に届け出なければならない。

3 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1年間につき36単位とする。ただし、集中講義により開講される授業科目及び実習については、上限単位数に参入しない。

4 指導教員が必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て他の研究科の専攻又は学部の課程による授業科目を指定して、これを履修させることがある。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第11条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により修得した単位は、修了要件として定める単位数の1/2を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、第13条の規定による留学の場合に準用する。

5 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に当該大学院等における研究指導を受けさせることができる。

2 学生は、他の大学院等で研究指導を受けようとするときは、指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第13条 研究科が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 学生は、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

(試験)

第14条 単位修得のための試験は、授業完了した科目について学期末に行う。

(教育実践研究報告書)

第15条 学生は、教育実践研究に係る報告書（以下「教育実践研究報告書」という。）を研究科長に提出しなければならない。

(最終審査)

第16条 最終審査は、所定の単位を修得し、前条に定める教育実践研究報告書を提出した者について行う。その期日及び審査の方法については、あらかじめ発表する。

(特別聴講学生)

第17条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第18条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第19条 研究科において、特定の事項の研究を志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て、大学院研究生として受け入れることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第20条 研究科に関する事務は、事務部及び学務課において処理する。

(規則の改廃)

第21条 この規則は、研究科教授会において出席した構成員の3分の2以上の議決をもって改廃できるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

(省略)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則は、令和6年4月1日以後の入学者から適用し、令和6年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

教職実践専攻

専攻共通科目

授 業 科 目	単位数
特色あるカリキュラムづくりの理論と実践	2
学 習 指 導 要 領 と カ リ キ ュ ラ ム 開 発	2
ICT 活 用 教 育 の 実 践 と 課 題	2
学 校 経 営 ・ 学 級 経 営 の 実 践 と 課 題	2
心理教育的援助サービスの理論と実践	2
通常学級における特別支援教育の実践と課題	2
いわての復興教育の実践と課題	2
専門職としての教員の在り方とその力量形成	2
授 業 づ く り の 理 論 と 実 践	2
教 科 の 指 導 と 評 価 の 実 践 研 究	2

プログラム共通科目

授 業 科 目	単位数
教 育 の デ ー タ リ テ ラ シ ー	2
教 育 実 践 研 究 基 礎 論	1
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ の 理 論 と 実 践	2
子ども支援のための学校臨床心理学	2
発 達 援 助 の 理 論 と 実 践	2
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ の 技 法	2
学 習 支 援 の た め の 教 育 心 理 学	2

学校マネジメント力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
学 校 マ ネ ジ メ ン ト の 理 論 と 実 践	2
学 校 ト ラ ブ ル 処 理 の 実 践 演 習	2
教職員の職能成長に資する学校経営の実践と課題	2
学校評価の取組と学校改善の実践演習	2

授業力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
小 学 校 教 科 の 実 践 と 課 題	2
国 語 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
社 会 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
算 数 ・ 数 学 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
理 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
英 語 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
音 楽 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
図 工 科 ・ 美 術 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
体 育 ・ 保 健 体 育 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
家 庭 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
技 術 科 教 育 の 実 践 と 課 題	2
道 徳 教 育 の 実 践 と 課 題	2
生 活 科 ・ 総 合 学 習 の 実 践 と 課 題	2

特別支援教育力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
特 別 支 援 教 育 の 実 践 と 課 題	2
特別支援教育授業特論 A（知的）	2
特別支援教育授業特論 B（肢体不自由）	2
特別支援教育授業特論 C（病弱）	2
特別支援心理教育アセスメント	2
特別支援教育におけるキャリア教育	2

実習科目

授 業 科 目	単位数
学校マネジメント力開発実習（幼・小）	3
学校マネジメント力開発実習（中・高）	3
授 業 力 開 発 実 習 （ 幼 ・ 小 ） A	7
授 業 力 開 発 実 習 （ 中 ・ 高 ） A	7
授 業 力 開 発 実 習 （ 幼 ・ 小 ） B	4
授 業 力 開 発 実 習 （ 中 ・ 高 ） B	4
子ども支援力開発実習（幼・小）A	3
子ども支援力開発実習（中・高）A	3
子ども支援力開発実習（幼・小）B	3
子ども支援力開発実習（中・高）B	3
特 別 支 援 教 育 力 開 発 実 習 A	10
特 別 支 援 教 育 力 開 発 実 習 B	7

リフレクション科目

授 業 科 目	単位数
教 育 実 践 リ フ レ ク シ ョ ン I	1
教 育 実 践 リ フ レ ク シ ョ ン II	1
教 育 実 践 リ フ レ ク シ ョ ン III	1
教 育 実 践 リ フ レ ク シ ョ ン IV	1
特別支援教育・教育実践リフレクション I	1
特別支援教育・教育実践リフレクション II	1
特別支援教育・教育実践リフレクション III	1
特別支援教育・教育実践リフレクション IV	1

教育実践研究科目

授 業 科 目	単位数
教 育 実 践 研 究	4

2. 教育学研究科の修了要件単位数について

本研究科の修了要件は、2年以上在学し、授業科目について下記の修了要件単位数の表に記載された所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な指導を受けた上で、教育実践研究報告書を提出し最終審査に合格することとする。これにより、修了に必要な46単位以上を修得した学生には、教職修士（専門職）の学位を授与するものとする。

1. 修了要件単位数

	専攻共通 科目	選択科目		実習科目	リフレクション科目	教育実践 研究科目	合 計
		プログラム 別選択					
必修	20	4		10	4	4	46
選択		4					

- 1) 専攻共通科目は、すべての科目を必修とする。
- 2) 選択科目のうちプログラム別選択は、「2. 授業科目一覧」の選択科目にある各自が履修するプログラムに示した科目から4単位（2科目）を履修する。
- 3) 選択科目のうち必修以外の4単位（2科目）は、「2. 授業科目一覧」の選択科目に示したすべての科目から上の「2）」以外から履修する。
- 4) 実習科目は、「2. 授業科目一覧」の実習科目にある現職・学卒及び校種の別並びに各自が履修するプログラムに示したすべての科目を必修とする。
- 5) リフレクション科目は、「2. 授業科目一覧」のリフレクション科目にある各自が履修するプログラムに示したすべての科目を必修とする。
- 6) 教育実践研究科目は、必修とする。
- 7) 学卒院生で特別支援教育力開発プログラムの専攻を希望する者は、特別支援学校教諭の普通免許状（一種又は二種）を有すること。
- 8) 履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間に付き36単位とする。ただし、集中講義による科目・実習科目・教育実践研究科目・学部科目は、これには含めない。
- 9) 学部開設科目の履修可能単位の上限は、1年間に付き12単位を原則とする（「26. 大学院における学部開設授業科目の履修の取扱についての申し合わせ」を参照のこと）。

2. 授業科目一覧

科目区分		授 業 科 目	配当 学期	単位数	
				必修	選択
専 攻 共 通 科 目		①特色あるカリキュラムづくりの理論と実際 ②学習指導要領とカリキュラム開発 ③ICT 活用教育の実践と課題 ④学校経営・学級経営の実践と課題 ⑤心理教育的援助サービスの理論と実践 ⑥通常学級における特別支援教育の実践と課題 ⑦いわての復興教育の実践と課題 ⑧専門職としての教員の在り方とその力量形成 ⑨授業づくりの理論と実践 ⑩教科の指導と評価の実践研究	1 前 1 後 1 後 1 後 1 前 1 後 1 前 1 前 1 前 1 後	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
選 択 科 目	プログラム共通	①教育のデータリテラシー ②教育実践研究基礎論 ③学校カウンセリングの理論と実践 ④子ども支援のための学校臨床心理学 ⑤発達援助の理論と実践 ⑥学校カウンセリングの技法 ⑦学習支援のための教育心理学	後 前 前 前 後 後 前		2 1 2 2 2 2 2
	学校マネジメント力 開発プログラム	①学校マネジメントの理論と実践 ②学校トラブル処理の実践演習 ③教職員の職能成長に資する学校経営の実践と課題 ④学校評価の取組と学校改善の実践演習	前 後 前 後		2 2 2 2
	授 業 力 開 発 プ ロ グ ラ ム	①小学校教科の実践と課題 ②国語科教育の実践と課題 ③社会科教育の実践と課題 ④算数・数学科教育の実践と課題 ⑤理科教育の実践と課題 ⑥英語科教育の実践と課題 ⑦音楽科教育の実践と課題 ⑧図工科・美術科教育の実践と課題 ⑨体育・保健体育科教育の実践と課題 ⑩家庭科教育の実践と課題 ⑪技術科教育の実践と課題 ⑫道徳教育の実践と課題 ⑬生活科・総合学習の実践と課題	前 前 後 前 前 後 前 後 後 後 後 前 後		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	特 別 支 援 教 育 力 開 発 プ ロ グ ラ ム	①特別支援教育の実践と課題 ②特別支援教育授業特論 A（知的） ③特別支援教育授業特論 B（肢体不自由） ④特別支援教育授業特論 C（病弱） ⑤特別支援心理教育アセスメント ⑥特別支援教育におけるキャリア教育	後 後 前 前 後 前		2 2 2 2 2 2

科目区分		授 業 科 目	配当 学期	単位数	
				必修	選択
実 習 科 目	授 業 力 開 発 プ ロ グ ラ ム (学 卒 院 生)	授業力開発実習 (幼・小) A	1～2 通	7	
		授業力開発実習 (中・高) A	1～2 通		
		子ども支援力開発実習 (幼・小) A	1～2 通	3	
		子ども支援力開発実習 (中・高) A	1～2 通		
	学校マネジメント力 開 発 プ ロ グ ラ ム 授 業 力 開 発 プ ロ グ ラ ム (現 職 院 生)	学校マネジメント力開発実習 (幼・小)	1～2 通	3	
		学校マネジメント力開発実習 (中・高)	1～2 通		
		授業力開発実習 (幼・小) B	1～2 通	4	
		授業力開発実習 (中・高) B	1～2 通		
		子ども支援力開発実習 (幼・小) B	1～2 通	3	
		子ども支援力開発実習 (中・高) B	1～2 通		
	特別支援教育力開発 プ ロ グ ラ ム (学 卒 院 生)	特別支援教育力開発実習 A	1～2 通	10	
	特別支援教育力開発 プ ロ グ ラ ム (現 職 院 生)	学校マネジメント力開発実習 (幼・小)	1～2 通	3	
		学校マネジメント力開発実習 (中・高)	1～2 通		
		特別支援教育力開発実習 B	1～2 通	7	
リ フ レ ク シ ョ ン 科 目	学校マネジメント力 開 発 プ ロ グ ラ ム 授 業 力 開 発 プ ロ グ ラ ム	教育実践リフレクションⅠ	1 前	1	
		教育実践リフレクションⅡ	1 後	1	
		教育実践リフレクションⅢ	2 前	1	
		教育実践リフレクションⅣ	2 後	1	
	特別支援教育力開発 プ ロ グ ラ ム	特別支援教育・教育実践リフレクションⅠ	1 前	1	
		特別支援教育・教育実践リフレクションⅡ	1 後	1	
		特別支援教育・教育実践リフレクションⅢ	2 前	1	
		特別支援教育・教育実践リフレクションⅣ	2 後	1	
教育実践研究科目		教育実践研究	1～2 通	4	

3. 岩手大学大学院教育学研究科教育実践研究報告書 審査基準

(平成 30 年 3 月 1 日制定)

(令和 6 年 4 月 1 日制定)

(審査体制)

教育実践研究報告書の審査は、主となる担当教員と副となる担当教員の合議で行う。

(評価項目)

1. 理論と実践に裏付けられた検討が、適切になされているか。
2. 学校教育における課題の解決に資する考察が、適切になされているか。
3. 自らの教育実践上の資質能力の獲得と向上の背景となる知見が、適切に提供されているか。

(評価基準)

上記の評価項目を踏まえて、教育実践研究報告書としての水準に達していると認められるものを合格とする。

(附 則)

この審査基準は、平成 31 年 3 月修了に係る教育実践研究報告書審査から適用する。
この審査基準は、令和 6 年度 4 月入学者の教育実践研究報告書審査から適用する。

4. 教育実践研究報告書について

教育実践研究とは、授業科目の履修による理論知及び実習科目の履修による実践知並びにリフレクション科目の履修によるその融合の試みを踏まえた、現在及び将来の学校教育における諸課題の解決に資する実践研究である。そこでは、理論と実践に裏付けられた検討、学校教育における諸課題の解決に資する考察、自らの教育実践上の資質能力の獲得と向上の背景となる有益な知見の提供がなされる必要がある。これについて、主となる担当教員と副となる担当教員による在学期間を通じた指導の下でまとめられた報告書が、教育実践研究報告書である。

1) 題目登録

教育実践研究報告書の題目は、1年次12月の指定する日時までに指定する方法で、登録しなければならない。登録した題目を変更する場合は、教育実践研究報告書を提出しようとする年度の9月の指定する日時までに指定する方法で、その変更を届け出なければならない。9月に修了しようとする場合については、別に定める。

2) 人を対象とする研究の実施手続き

教育実践研究が、個人の心身、行動、環境等に関する情報及びデータ等を収集して行われる場合、「岩手大学における人を対象とする研究実施規則」に定める「人を対象とする研究」に該当し、事前に研究計画倫理審査を申請し、許可を受けなければならない。

3) 構想・成果等の発表

教育実践研究報告書を提出しようとする者は、在学中に2回の教育実践研究中間発表会において、教育実践研究に係る構想・成果等を発表し指導を受けなければならない。その最終審査を受審しようとする者は、最終審査とは別に、教育実践研究報告書提出後に行われる教育実践研究発表会においてその成果を発表し指導を受けなければならない。

4) 様式

教育実践研究報告書の様式等は次のとおりである。参考書式1に示したA4判横書き片面印刷、40文字40行を標準とし、デジタル文書作成ツール等を用いて作成する。研究題目、氏名、修了又はその予定年月を記した表紙を付す。

5) 提出

教育実践研究報告書は、指定する日時までに指定する方法で1部提出しなければならない。併せて、その製本原稿を指定する日時までに仮綴じにより1部提出するものとする。

参考様式2により作成した岩手大学大学院教育学研究科教育実践研究報告書抄録集の原稿及びデジタルデータを指定する日時までに各1部提出するものとする。

参考書式1

「教育実践研究報告書」の書式について

【本文】

A4判，横書き，40文字×40行，文字は明朝体，10.5ポイント

一段組み

上下，左右のマージンとして，25mm確保

片面印刷

2頁以降 目次 +本文 等

【表紙】

位置

岩手大学大学院教育学研究科（教職大学院）
教育実践研究報告書

ゴシック体で
12ポイント

1/5

教育実践研究題目

14ポイント

4/5

学籍番号 ○ ○ ○
氏 名 ○ ○ ○

12ポイント

令和○年3月

※ 本文中の句読点の種類（、，。。）及び図表の表記（図 表 Figure Table）並びに本文中への図表の混在については，定めを設けない。

参考書式2

「岩手大学大学院教育学研究科 教育実践研究報告書抄録集」の書式について

【本文】

A4判，横書き，40文字×40行，文字は明朝体，10.5ポイント

上下，左右のマージンとして，25mm確保

一段組み

片面印刷 8頁

位置

2行目

一行空け
見出し
本文

教育実践研究題目

学籍番号 氏 名

I はじめに

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○。

題目，学籍番号

氏名

ゴシック体で

12ポイント

見出し

ゴシック体で

10.5ポイント

本文

明朝体で

10.5ポイント

※ 本文中の句読点の種類（、，。．）及び図表の表記（図 表 Figure Table）並びに本文中への図表の混在については，定めを設けない。

5. 教育職員免許状の取得方法について

1. 教育職員免許状（専修免許状）取得のための基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	免許法上の区分
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭1種免許状を有すること。	24	大学が独自に設定する科目
小学校教諭専修免許状	修士の学位及び小学校教諭1種免許状を有すること。	24	大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び中学校教諭1種免許状を有すること。	24	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭1種免許状を有すること。	24	大学が独自に設定する科目
特別支援学校教諭専修免許状	修士の学位及び特別支援学校教諭1種免許状を有すること。	24	特別支援教育に関する科目

※教育職員免許状（専修免許状）の所要資格の取得及び単位修得上の注意事項

教育職員免許状の取得資格は、教育職員免許法（第5条関係）の規定による。本研究科における修了要件の充足が、ただちに専修免許状の所要資格の取得にならないこともあるので、本研究科が開設する授業科目から、上表で定める必要単位数を、各自が取得しようとする専修免許状に照らして修得すること。

（次ページ「3. 各免許校種・教科に使用できる科目一覧」を参照のこと）

2. 教育学研究科で取得できる免許状の種類

履修プログラム	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
○学校マネジメント力開発プログラム ○授業力開発プログラム	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
○特別支援教育力開発プログラム	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者に関する教育、 肢体不自由者に関する教育、 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育

※特別支援教育力開発プログラムにおいても、次ページ「3. 各免許校種・教科に使用できる科目一覧」に従い必要単位数を修得することで、幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の専修免許状の取得が可能である。

3. 各免許校種・教科に使用できる科目一覧

授業科目	単位数	専修免許状の種類				
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	○	○	○	○	×
学習指導要領とカリキュラム開発	2	○	○	○	○	×
ICT活用教育の実践と課題	2	○	○	○	○	×
学校経営・学級経営の実践と課題	2	○	○	○	○	×
心理教育的援助サービスの理論と実践	2	○	○	○	○	×
通常学級における特別支援教育の実践と課題	2	×	×	×	×	○
いわての復興教育の実践と課題	2	○	○	○	○	×
専門職としての教員の在り方とその力量形成	2	○	○	○	○	×
授業づくりの理論と実践	2	×	○	○	○	×
教科の指導と評価の実践研究	2	×	○	○	○	×
学校カウンセリングの理論と実践	2	○	○	○	○	×
子ども支援のための学校臨床心理学	2	○	○	○	○	×
発達援助の理論と実践	2	○	○	○	○	×
学校カウンセリングの技法	2	○	○	○	○	×
学習支援のための教育心理学	2	○	○	○	○	×
学校マネジメントの理論と実践	2	○	○	○	○	×
学校トラブル処理の実践演習	2	○	○	○	○	×
教職員の職能成長に資する学校経営の実践と課題	2	○	○	○	○	×
学校評価の取組と学校改善の実践演習	2	○	○	○	○	×
国語科教育の実践と課題	2	×	○	国語のみ	国語のみ	×
社会科教育の実践と課題	2	×	○	社会のみ	×	×
算数・数学科教育の実践と課題	2	×	○	数学のみ	数学のみ	×
理科教育の実践と課題	2	×	○	理科のみ	理科のみ	×
英語科教育の実践と課題	2	×	○	英語のみ	英語のみ	×
音楽科教育の実践と課題	2	×	○	音楽のみ	音楽のみ	×
図工科・美術科教育の実践と課題	2	×	○	美術のみ	美術のみ	×
体育・保健体育科教育の実践と課題	2	×	○	保健体育のみ	保健体育のみ	×
家庭科教育の実践と課題	2	×	○	家庭のみ	家庭のみ	×
技術科教育の実践と課題	2	×	×	技術のみ	×	×
道徳教育の実践と課題	2	×	○	○	×	×
生活科・総合学習の実践と課題	2	×	○	×	×	×
特別支援教育の実践と課題	2	×	×	×	×	○
特別支援教育授業特論A（知的）	2	×	×	×	×	○
特別支援教育授業特論B（肢体不自由）	2	×	×	×	×	○
特別支援教育授業特論C（病弱）	2	×	×	×	×	○
特別支援心理教育アセスメント	2	×	×	×	×	○
特別支援教育におけるキャリア教育	2	×	×	×	×	○
学校マネジメント力開発実習（幼・小）	3	幼・小	幼・小	×	×	×
学校マネジメント力開発実習（中・高）	3	×	×	中・高	中・高	×
授業力開発実習（幼・小）A	7	幼・小	幼・小	×	×	×
授業力開発実習（幼・小）B	4	幼・小	幼・小	×	×	×
授業力開発実習（中・高）A	7	×	×	中・高	中・高	×
授業力開発実習（中・高）B	4	×	×	中・高	中・高	×
子ども支援力開発実習（幼・小）A	3	幼・小	幼・小	×	×	×
子ども支援力開発実習（幼・小）B	3	幼・小	幼・小	×	×	×
子ども支援力開発実習（中・高）A	3	×	×	中・高	中・高	×
子ども支援力開発実習（中・高）B	3	×	×	中・高	中・高	×
特別支援教育力開発実習A	10	×	×	×	×	○
特別支援教育力開発実習B	7	×	×	×	×	○

※備考1：表中「×」印は、当該免許校種の免許状を取得するための単位としては使用できないことを示す。

※備考2：表中「△△のみ」は、表記された教科のみ免許状を取得するための単位として使用できることを示す。

授業科目	単位数	専修免許状の種類				
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教育実践リフレクションⅠ	1	○	○	○	○	×
教育実践リフレクションⅡ	1	○	○	○	○	×
教育実践リフレクションⅢ	1	○	○	○	○	×
教育実践リフレクションⅣ	1	○	○	○	○	×
特別支援教育・教育実践リフレクションⅠ	1	×	×	×	×	○
特別支援教育・教育実践リフレクションⅡ	1	×	×	×	×	○
特別支援教育・教育実践リフレクションⅢ	1	×	×	×	×	○
特別支援教育・教育実践リフレクションⅣ	1	×	×	×	×	○

※備考1：表中「×」印は、当該免許校種の免許状を取得するための単位としては使用できないことを示す。

※備考2：表中「△△のみ」は、表記された教科のみ免許状を取得するための単位として使用できることを示す。

6. 大学院における学部開設授業科目の履修取扱についての 申し合わせ

(平成 7 年 10 月 24 日制定)

1. 性格：教育学研究科規則第 10 条第 4 項の実施に関わる申し合わせ事項とする。
2. 条件：①主となる担当教員が必要と認めること。
②研究科での教育研究に支障がないこと。
③受入学部の授業に支障がないこと。
3. 履修可能単位：年間 12 単位以内を原則とする。
ただし、教育実習の履修はその都度教育学部教育実習委員会委員長，学務部
学務課担当者，主となる担当教員の間で当該年度の学部の状況により協議し，
申告受け入れの可否を決める。
4. 履修手続き：毎学期初めの履修申告時に主となる担当教員の指導のもとに申告させる。
申告書類には主となる担当教員の確認欄を設け確認する。
5. この申し合わせは，平成 28 年 4 月 1 日以後の入学者から適用し，平成 28 年 3 月 31 日以前の
入学者については，なお従前の例による。